

契約内容確認のため、本契約書面をよくお読みください

株式会社エバーリッチ（以下「甲」といいます）及びお客様（以下「乙」といいます）は、「甲」が「乙」に対しFX ソフトウェアの使用を許諾することに関して、以下のとおり契約（以下「本契約」といいます）を「甲」「乙」同意のうえ、締結します。

第1条（対象ソフトウェア）

本契約の対象とするFX ソフトウェアとは、甲がその使用を許諾する権限を有するFX 取引に係るソフトウェア「StargateProject Syatem」（以下「本ソフトウェア」といいます）とします。

第2条（契約の目的）

「甲」は、「乙」が本契約を遵守することを条件に本ソフトウェアの使用を「乙」に対し非独占的に許諾します。

第3条（契約の成立）

本契約は、「乙」が本ソフトウェアの全部又は一部をコンピュータのハードディスク等の記憶装置へ保存したとき、又は本件ソフトウェアを使用したときまたは、インターネットを通じて本契約の内容に同意する旨を甲に対して送信した時点で成立するものとします。「乙」が本契約に同意の上で本ソフトウェアの購入又は使用に関する申込手続きを完了させた場合は、如何なる場合も「乙」が本契約に同意しているものとみなし、以降「乙」には本契約が成立し適用されるものとします。

第4条（使用权の範囲）

1. 本契約によって「乙」に許諾される本ソフトウェアの使用权は、「乙」自身による使用のみを範囲とします。よって、「乙」は本ソフトウェアの使用权を第三者に譲渡、貸与又は再許諾等してはならないものとし、また複数名での使用等もしてはならないものとします。
2. 「乙」は、「乙」自身の資産運用を目的に本ソフトウェアを使用することができるものとし、「甲」の承諾なく他者の資産運用のため又は他者に投資指導ることを目的に本ソフトウェアを使用してはならないものとします。

3. 「乙」は、原則として、第17条（契約期間）第2項によって中途解約し、又は第18条（契約解除）によって契約解除する等して本契約が終了するまで、本ソフトウェアを使用することができるものとします。
4. 前項の定めに関わらず、「甲」は、「甲」の判断及び本ソフトウェアの運営状況等に基づき、本ソフトウェアの販売やサポートを終了し、また機能を変更又は廃止等する場合があります。「甲」は、これらによって乙に損害等が生じたとしても、一切の責任を負わないものとします。

第5条（配布物）

1. 「甲」は、本契約に基づき乙に対し本ソフトウェアの使用を許諾することに伴い、本ソフトウェアのシステムファイル（EA ファイル）、及び本ソフトウェアに関するマニュアルを「乙」に対し配布します。これらの配布は、第10条（使用料金）に定める本ソフトウェア使用料金の「甲」への支払いが確認できてから行われます。
2. 「甲」は、前項の配布物に関して瑕疵があったとしても、技術的に可能な範囲で当該瑕疵を修補するのみとし、当該瑕疵に関して乙に損害等が生じたとしても一切の責任を負うものではありません。

第6条（本ソフトウェアの導入及び設定）

「乙」は、第5条（配布物）に定める配布物の受領後、本ソフトウェアを使用するための「乙」のPC 端末又 への導入及び設定作業は、原則として「乙」の責任で行うものとします。

第7条（自己責任の原則）

1. 本ソフトウェアは、「乙」が主体となって使用するものとし、「乙」は自らの責任において本ソフトウェアを使用するものとします。また、本ソフトウェアを通じて発生した如何なる結果について、「甲」に対し責任を求めないものとします。

2. 「甲」は、本ソフトウェアを通じて投資指導又は助言等を行うものではありません。よって、「乙」は「甲」に対して投資指導又は助言等を求めてはならないものとします。

第8条 (禁止事項)

1. 「乙」は、次のいずれかに該当し、又は該当するおそれのある行為を行ってはなりません。
- ① 本契約の条項のいずれかに違反する行為。
 - ② 本ソフトウェアの機能使用制限又は編集制限を解除すること並びにこれらに関する情報、機器又はシステム等を譲渡、貸与、配布又は公開等する行為。
 - ③ 本ソフトウェアに対してのリバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブル等をする行為。
 - ④ 本ソフトウェアを改変、改造、翻案又は改ざん等する行為。
 - ⑤ 本ソフトウェアを複製及び改変等して本ソフトウェアと類似するソフトウェア、システム又はアプリケーション等（本ソフトウェアの海賊版を含む）を制作して使用し、又は第三者に公開又は配布等する行為。
 - ⑥ 「甲」の著作権、知的財産権又はその他権利を侵害する行為。
 - ⑦ 本ソフトウェアに関するマニュアルに記載する内容に反する行為。
 - ⑧ 本ソフトウェア使用地域における法令及び公序良俗に違反する行為。
 - ⑨ 利用可能な口座数を超過して本ソフトウェアを使用等する行為。
 - ⑩ 前各号の他、甲が不適当とみなす行為。
2. 「甲」は、「乙」の行為が前項各号いずれかに該当し、又は該当するおそれがあると判断する場合、直ちに禁止行為の防止対応等の甲が適切と判断する措置を講じることができるものとします。また、「甲」はこれらの措置とともに、又は措置に代えて、「乙」に対し禁止行為の差止め、データ削除又は本ソフトウェアの使用中止等の措置を講じよう要請することができるものとし、「乙」はこの場合係る要請に応じるものとします。

3. 「乙」は、本条に違反したことにより第三者からクレーム又は異議申立て等が発生した場合、本ソフトウェアの使用を中止した後であっても、「甲」は一切の責任を負うものではありません。

第9条 (本ソフトウェアに関する権利)

本ソフトウェア及びその他配布物に関する著作権特許権、商標権等の知的財産権は、「甲」又は然るべき権利者に帰属します。尚、本契約に基づく「乙」に対する本ソフトウェアの使用許諾は、これらの権利が、「乙」に移転することを意味するものではないものとします。

第10条 (使用料金)

「乙」は、本ソフトウェアの使用料金として、本ソフトウェアの購入又は使用に関する申込手続き時において表示される金額を、本契約成立日から5日間以内に「甲」に対し支払うものとします。

第11条 (支払内容)

1. 本契約に基づく「乙」の「甲」に対する支払いは、「甲」の指定する銀行口座に振り込む方法によるも、またはクレジットカード決済の方法とし、支払日が銀行休業日である場合は、前営業日までに支払うものとします。尚、支払いに係る手数料は、「乙」の負担とします。
2. 「乙」は、本契約に基づき甲に対し支払いを行う際、当該支払いに係る消費税等相当額（消費税法及び地方税法に基づき課税される消費税及び地方消費税の合計税額）を負担します。消費税の改定があった場合には、以降改定後の税率による消費税が適用されます。

第12条 (クーリング・オフ 返金)

1. 本ソフトウェアは、本契約の締結は、「乙」の意思に基づく申込みによって成立するものであり、ソフトウェア製品の特性上、基本的にクーリング・オフの適用はございません。

2. 「甲」は、本ソフトウェアの広告宣伝を行うにあたって、それら広告宣伝の内容を誇張し、又は強調等する場合がありますが、このような広告宣伝のもとに「乙」が本契約を締結し本ソフトウェアを使用する場合であっても、「甲」は本ソフトウェア使用料金の返金には一切応じるものではありません。
3. 「甲」は、本ソフトウェアを通じて必ずしも利益が出ることを保証するものではなく、本ソフトウェアを使用した結果「乙」に損害が生じたとしても一切の責任を負うものではありません。
4. 前各項の他、「甲」は、如何なる場合も本ソフトウェア使用料金の返金には一切対応致しません。「甲」が仮に本ソフトウェアの販売を以降行わない旨をうたっていたにも関わらず、その後販売を再開等したとしても、そのことを理由としての本ソフトウェア使用料金の返金には切応じるものではありません。

「甲」「乙」同意の上のクーリング・オフについては、契約書面を受領した日から8日間（以下「クーリング・オフ期間」という。とする。クーリング・オフ期間中に契約を解除することを希望する場合には、書面によるクーリング・オフ通知（以下「クーリング・オフ通知」という。）を「甲」に送付しなければなりません。クーリング・オフ通知に、氏名、住所、電話番号、Eメールおよび解除の理由を記載することに合意するとします。クーリング・オフ通知は、「甲」の住所宛に郵送またはEメールで送付されなければならない。

第13条（サポート）

1. 「乙」は、本契約の有効期間中、本ソフトウェアの使用に関して、甲に対し電子メール、電話又はE-Mailにて問い合わせをすることができるものとします。「甲」は、この問い合わせを受けた場合、「乙」に対し必要な回答等を行います。
2. 前項のお問い合わせに関する連絡先は、別途「甲」より「乙」に対しお知らせ致します。尚、お問い合わせに関する連絡受付時間は、土日、祝祭日、年末年始及びその他「甲」の指定休日を除く「甲」の営業時間内とします。
3. 前各項の規定は、本ソフトウェアの使用において「甲」による継続的なサポートが必須であることを意味するものではありません。「乙」による本ソフトウェアの使用は、甲による継続的なサポートがなくても使用可能なものとなります。

第14条（本ソフトウェアの機能停止）

1. 「甲」は、本ソフトウェアに係るサーバ及びネットワーク等のインフラ設備の定期点検を行うために、「乙」に事前通知をすることなく一時的に本ソフトウェアの機能を停止する場合があります。
2. いかなる理由により本ソフトウェアの機能を停止した場合であっても、「甲」は一切の損害賠償責任を負うものではありません。

第15条（損害賠償）

1. 「甲」は、「乙」による本ソフトウェアの使用又は使用不能から生じる乙の利益の損失、情報の消失又は障害等による損害及びその他の金銭的な損害を含め、如何なる偶発的、間接的若しくは派生的損害についても、一切責任を負わないものとします。
2. 「甲」は、本ソフトウェアに瑕疵、動作不具合及び障害等があったとしても、これにより生じる「乙」の利益の損失、情報の消失又は障害等による損害及びその他の金銭的な損害を含め、如何なる偶発的、間接的若しくは派生的損害についても一切の責任を負うものではありません。

第16条 (免責)

- 「甲」は、本ソフトウェアの内容及び機能等に関して、技術上又は商業上、その完全性、正確性有用性及び将来の結果等につき一切の保証の責任を負うものではなく、また本ソフトウェアに一切の瑕疵、動作不具合及び障害等が発生しないことを保証するものではありません。
- 本ソフトウェアの仕様及び内容等は、予告なく変更する場合があります。対応するプラットフォームの変更及び追加並びに新規機能の追加及びプログラムの改良等につきましても同様です。

第17条 (契約期間)

- 本契約は、次項により中途解約され、又は第18条 (契約解除) により解除される場合を除き、期間の定めなく存続します。
- 「乙」は、「甲」に対して本契約の中途解約の意思表示を書面又は電子メールにて行うことでいつでも本契約を中途解約することができるものとします。但し、中途解約をしたとしても本ソフトウェアの使用料金は返金されるものではありません。

第18条 (契約解除)

- 「甲」は、「乙」が本契約に違反した場合、直ちに本契約の一部又は全部を解除することができるものとします。
- 「甲」は、「乙」が次のいずれかに該当したときは、「乙」に対し何らの催告をすることなく直ちに本契約の一部又は全部を解除することができるものとします。
「乙」が反社会勢力団体に属していた時。
「乙」が反社会勢力による不当な行為の恐れがあるとき。
- 「乙」は、本契約が終了した場合、本ソフトウェアを使用する権利を喪失するものとします。

第19条 (乙の損害賠償義務)

「乙」は、本ソフトウェアの使用に関して、「乙」が本契約に違反し、若しくは「乙」の責に帰すべき事由により「甲」に損害等が発生した場合、「乙」自身の責任と負担により当該損害等を賠償するものとします。

第20条 (機密保持義務)

「甲」及び「乙」は、本契約に関して知り得た相手方の業務上又は営業上の情報 (相手方の個人情報並びに公開等された場合に当該情報の権利者が不利益を被る一切の情報及び個人情報を含み、以下「機密情報」といいます) を、相手方の事前の承諾なしに、第三者に公表、開示又は漏洩等してはなりません。

第21条 (輸出管理)

「乙」は、本ソフトウェアあるいはそれに含まれる情報及び技術を日本が出荷等を禁止又は制限している国へ出荷、移転又は輸出してはならないものとします。

第22条 (契約内容の変更)

本契約の変更は、原則として「甲」及び「乙」双方の記名捺印又は署名ある書面によって行われます。但し「乙」がインターネットを通じて変更後の本契約の内容に同意する旨を甲に対して送信した場合も、変更成立とします。

第23条 (協議解決)

「甲」及び「乙」は、本契約の条項を誠実に履行し、本契約に規定のない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に基づき協議を行って解決を図るものとします。

第24条 (準拠法及び合意管轄)

本契約の準拠法は日本法とし、本契約から生じる一切の紛争については、紛争の目的価額に応じて「甲」の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第25条 (存続条項)

本契約が終了した後も尚、本条の規定についてそれぞれの規定の趣旨に従い、引き続き効力を有するものとします。

以上